

条例改正案と各都市における斜面地に係る条例との比較

資料

	行政庁	条例・要綱名	施行日	階数制限		盛土等その他の制限		
				階数	法令での高さ制限	盛土に関する制限	緩衝空地に関する制限	その他の制限
政令市	川崎市 【改正案】	川崎市斜面地建築物の制限に関する条例	H16.9.1	5以下 ----- 7以下	10m ----- 15m	盛土を行わないとしても、建築基準法等の容積率・高度地区の制限に適合。	敷地下部1/3及び盛土をする部分において隣地境界線から4m以上の緩衝空地を設ける。	—
	横浜市	横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例	H16.6.1	5以下 ----- 6以下	10m ----- 12m	地下室建築物の延べ面積を増加させることとなる盛土を行ってはならない。	敷地の最も低い位置及び規則で定める部分に敷地境界線から4m以上の緩衝空地を設ける。	緩衝空地内で敷地面積の10%以上の緑化又は既存の樹木の保存を行う。
	京都市	京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例	H17.6.8	—	—	—	—	・建築物が周囲の地面と接する位置の高低差は6mを超えてはならない。 ・建築物の特定部分（前面道路に面する部分から奥行3mの部分）の高さの制限
	神戸市	神戸市市民の住環境等をまもりそだてる条例	H18.4.10	5以下	10m	—	—	—
神奈川県内（政令市を除く）	横須賀市	横須賀市斜面地建築物の構造の制限に関する条例	H16.6.11	見かけ4以下 ----- 見かけ6以下	10m ----- 15m	—	—	—
	鎌倉市	鎌倉市斜面地建築物の構造の制限に関する条例	H20.2.29	—	—	—	—	建築物の設置位置の高低差は6mは超えてはならない。
	厚木市	厚木市建築基準条例	H18.4.1	5以下	10m	—	—	—
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市建築基準条例	H22.12.20	4以下 ----- 6以下	10m ----- 12m、15m	—	—	—
	平塚市	平塚市建築基準条例	H18.10.1	4以下	10m	—	—	—
	大磯町	大磯町建築物の構造及び住宅地下室の容積率緩和を制限する条例	H19.3.20	4以下	10m	—	—	—
	葉山町	葉山町建築物の構造の制限及び地盤面の設定に関する条例	H17.12.16	3以下 ----- 4以下	10m ----- 12m	—	—	—
	小田原市	小田原市建築基準条例	H17.12.16	見かけ4以下 ----- 見かけ5以下 ----- 見かけ6以下	10m ----- 10m、12m ----- 15m	—	—	—

※ 表中に記載のない行政庁は、斜面地に係る条例を制定していない。

※ 階数制限については、法令で定めている絶対高さ制限に対し、条例でどのような階数の制限を定めているかを示している。

	行政庁名	条例・要綱名	施行日	階数制限		盛土等その他の制限		
				階数	法令での高さ制限	盛土に関する制限	緩衝空地に関する制限	その他の制限
東京都内	世田谷区	世田谷区斜面地等における建築物の制限に関する条例	H17.3.14	4以下 ----- 5以下	10m ----- 12m	—	—	住居系用途地域における地階に住戸を有する建築物（斜面地に限らない、一戸建ての住宅を含む）の住戸の居室のうち1以上を地上階に設ける。 (H21.6.22 制定)
	目黒区	目黒区斜面地建築物の制限に関する条例	H19.11.30	4以下 ----- 5以下	10m ----- 12m	—	—	—
	大田区	大田区斜面地における建築物の制限に関する条例	H17.6.30	4以下	10m	—	—	—
	町田市	町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例	H17.10.17	見かけ4以下 ----- 見かけ5以下	10m ----- 12m	—	—	—
	八王子市	八王子市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例	H21.3.27	4以下	10m	—	—	—
	国分寺市	国分寺市まちづくり条例	H23.3.25	5以下	10m	—	—	—
	日野市	日野市斜面地における斜面地建築物の構造等の制限に関する条例	H16.10.27	5以下	10m	—	—	—
	多摩市	多摩市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例	H18.12.22	見かけ4以下	10m	—	—	—
その他	志木市	志木市斜面地における建築物の構造の制限等に関する条例	H20.12.25	3以下 ----- 9以下	10m ----- 25m	—	—	—
	和光市	和光市斜面地建築物の構造の制限等に関する条例	H18.3.20	見かけ9以下	25m	—	—	—
	新座市	新座市斜面地建築物の構造の制限に関する条例	H19.3.23	見かけ4以下 ----- 見かけ9以下	10m ----- 25m	—	—	—
	西宮市	西宮市斜面地等における建築物の制限に関する条例	H18.3.30	4以下 ----- 5以下	10m ----- 12m	—	—	—
	宝塚市	宝塚市斜面地建築物の制限に関する条例	H18.12.22	4以下	10m	—	—	—
	芦屋市	芦屋市斜面地建築物の制限に関する条例	H18.3.24	4以下	10m	—	—	—

※ 表中に記載のない行政庁は、斜面地に係る条例を制定していない。

※ 階数制限については、法令で定めている絶対高さ制限に対し、条例でどのような階数の制限を定めているかを示している。